

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月2日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	碍子洗浄防災設備碍子洗浄装置運転時、「汚損検出器故障」の表示が発生したことから、確認したところ当該装置汚損検出装置検出器記録計の指示値に、ダウンスケールが認められたため、当該検出器を点検。	D	
2	1号機	原子炉建屋外気差圧計(北側)に指示値不良が確認され、差圧計の不具合及び検出配管の詰まりが考えられるため、当該差圧計及び検出配管を点検。	D	
3	2号機	主発電機軸密封油装置の密封油真空ポンプ定例切替時、弁操作を誤り真空槽の真空度が低下する事象が認められたため、対応検討。	C	
4	2号機	照明用電源設備点検において、復水貯蔵タンク内照明現場操作箱盤に腐食が認められたため、当該操作盤を補修。	D	
5	2号機	タービン建屋天井クレーン(100t)電気設備点検時、制御装置展開接続図の一部に誤記が認められたため、当該接続図の誤記を訂正。	D	
6	3号機	純水補給水系純水移送ポンプ(C)電動機に異音が認められたため、当該ポンプを切替及び点検。	D	
7	3号機	原子炉建屋加熱蒸気系の加熱蒸気供給配管圧力調節弁に動作不良が認められたため、当該圧力調節弁を点検。	D	
8	3号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置停止時、同装置出口流量計に指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検。	D	
9	3号機	復水器連続洗浄装置(B)系ボール循環ポンプ(B1)の吸い込み配管に異音が認められたため、当該配管を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)停止に伴う排水作業において、同熱交換器水室ドレン弁及び貝殻除去装置ドレン弁にシートリーク(指1本程度)が認められたため、当該弁を交換。	D	
11	3号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置停止時、廃棄物処理補機冷却系熱交換器(B)入口流量計の指示値不良(スティック)が認められたため、当該流量計を点検。	D	
12	1,2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過器逆洗水受タンク(A)点検時、蓋及びタンクフランジ部に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
13	その他	協力企業センターB棟高圧受変電設備(C)点検において、同設備端子台のセパレータに破損が確認され、計器用変流器取付金具及びテストプラグ端子に腐食が認められたため、当該破損及び腐食箇所を補修。	対象外	
14	その他	協力企業センターA棟高圧受変電設備(B)点検において、同設備受電盤栓型ヒューズ本体ケースに亀裂及びテストプラグ端子に腐食が認められたため、当該本体ケースを取替及び腐食箇所を補修。	対象外	
15	その他	協力企業センター汚水処理制御盤(A～E棟)点検において、同制御盤に塗装剥離及び扉のゴムパッキンに劣化が認められたため、当該剥離箇所を補修及びゴムパッキンを取替。	対象外	
16	その他	協力企業センター(A～F棟)高圧受変電設備点検において、同設備周りのフェンスに取り付けてある表示板に腐食が認められたため、当該表示板を取替。	対象外	
17	その他	協力企業センター高圧受変電設備(A)点検において、同設備モールド碍子取付金具、電力コンデンサ用真空しゃ断器制御端子部、床面に発錆及び接地線接続端子蝶ねじ2本に破損が認められたため、当該発錆箇所を補修及び蝶ねじを取替。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353